狂者不犯及び狂比丘の復権について

小池清廉

I 序　論

サンガ(*saṅgha* 僧伽) は，言動が異常で，律の規則を順守することができない比丘（*bhikkhu*，苾芻）を *ummattakasammuti*[(1)]（狂羯磨）によって *ummattaka*（狂者[おう(2)]）と裁定すれば，違反行為を *anāpatti*（不犯，無罪）とする。その代わりに，狂と裁定された比丘は，比丘としての権利を剝奪される。その後，狂（精神障害mental disorders, psychoses）から回復して，本人の申請に基づく懺悔告白があれば，*amūḷhavinaya*[(3)]（不癡毘尼）によって，審議のうえ，比丘としての権利を回復させている。狂比丘の律違反に罪を科さないという狂者不犯の規定は，修道のための法規と世俗法との違いはあるが，わが国の現行刑法第39条，「心神喪失者の行為は，罰しない」とする近代刑法思想と異なるところがない[(4),(5)]。では何故にサンガが上記の狂者不犯という規則を成立させたのか。

そのためには，狂者不犯や狂の回復後の狂者の復権規定を成立させたサンガが，狂者を如何に具体的に理解し，かつ処遇したかを考察する必要がある。本論における狂の解明のための方法論は，文献に記載された事例（症例case）を読み解く記述精神病理学（descriptive psychopathology[(6)]）の方法を用いる。もとより仏典の因縁譚における事例の記述は，説法的意図を持った文学的表現によるものであって，伝記的事例そのものではない。しかし，それらの記述から，病状（symptoms）を推測することは可能である。事例の記述（症例報告case-report）に基づく検討（case-study）は，今日の臨床

精神医学または精神病理学，心理学等関連諸科学や福祉現場において日常的に行われていることである。「症例検討法（die kasuistishen Methoden）はわれわれに知見と観察のための基礎を提供する（Jaspers, K.）[7]。」からである。

経，律，論に記載された精神病的事例の記述や病因論（pathogenesis）への言及は，現在の精神医学的検討の対象にかなりの程度に耐え得るものと考えられる。筆者は，阿含・ニカーヤ（阿含経典・*Nikāya*）及び律（*Vinaya Piṭaka*, 漢訳諸律）における精神障害に関する記述と処遇については，その概要は発表した[8]。本論は，上記目的に沿って，狂者不犯，狂の裁定手続き，狂比丘の権利回復の過程及び狂者観について考察する[9]。

II　狂者不犯

1　不犯の定義

律の *anāpatti* について，『十誦律』56は，波羅夷，僧残から突吉羅にいたる学処違反をすることなく，それらを隠さず，遠ざけて，身・口・意が浄であれば，無罪（不犯）であると定義する。これは，行為の結果だけに基づくのでなく，動機である意業が考慮されるが故に無罪としているのである（龍口）[10]。『十誦律』56は続いて，狂人，病壊心人，散亂心人は，違反しても無罪であり，また初犯者も無罪であるとしている。この不犯に関する規定は，各律ほぼ共通である。

> 無阿跋提者。波羅夷。僧伽婆尸沙。波夜（逸）提。波羅提提舎尼。突吉羅。是五種罪不作不覆障遠離。浄身口業浄命。若狂人病壊心人散亂心人作罪。若無先作。是名無阿跋提罪。（『十誦律』56，比丘誦）[11]

2　不犯の範囲

律において *anāpatti* が多いのは，一つには生活上の規則が多いために，状況によっては，常識的に考えて守らなくてもよい場合をも罰則としているか

らであろう。たとえば，非時に食事を摂れば波逸提（罪）であるが，病人は不犯である[12]。立ったままで大小便をしてはいけない（すれば突吉羅罪）が，病気の時は構わない（若病不犯）などである[13]。安居中に強盗が押し入ったので，安居中の比丘が逃げ出して安居を継続できなかった場合，逃げた比丘は無罪とする[14]などである。また，病気を罹った在俗信者らがサンガを訪ね，医薬や食餌療法について教えを乞うた。苾芻（比丘）のなかに医方（医術）に通じている者がいたが，苾芻は医方を禁じられているので返答しなかった。仏は，医方を解する苾芻は，教えても無犯であるとされた[15]。

重罪である殺戒に関する事例では，重病人を介護のため移動したところ，病人が死亡してしまったような場合，害心がなければ不犯とされる（『四分律』2[16]）。以下に，最重罪である波羅夷法の第一条及び第三条における不犯を例示する。

波羅夷法第1条，婬戒

anāpatti ajānantassa asādiyantassa ummattakassa khittacittassa vedanaṭṭassa ādikammikassā' ti. (Vin. III, 33)

（不知者・不覚楽者・顚狂者・喪心者・痛悩者・最初の犯行者は不犯なり[17]。）

不犯者。最初未制戒。癡狂心亂痛惱所纏無犯。（『四分律』1[18]）

不犯者。狂心亂心病壞心初作。此四種不犯。（『五分律』1[19]）

狂者不犯の規定が波羅夷第一条にない場合も，別の個所で狂者不犯を規定している（『十誦律』等）。また，狂者に関しては，捨戒が成立しない[20]のは，判断能力が問題とされていると考えられる。『十誦律』57では，狂人不犯の文脈において，比丘にも狂人一般と同様に五狂相があるが，自分は比丘であるとの自覚があって，意識して婬欲をなせば波羅夷，自分のしたことを知らなければ不犯としている。これは比丘の責任能力の有無に応じた裁定でもある。

波羅夷法第三条，断人命戒（殺戒）

anāpatti asancicca ajānantassa na maraṇādhippāyassa ummattakassa ādikammikassā' ti. (Vin. III, 78)

（故意でない者，知らない者，殺意のない者，狂者，最初の犯行者は不犯である。）

不犯者。最初未制戒。癡狂心亂痛惱所纏不犯。（『四分律』[21]2）

時有顚狂比丘。殺人後醒了疑。佛言無犯。若心錯亂爲苦痛所惱。一切無犯。（『四分律』[22]56）

又無犯者。最初未制戒。癡狂心亂痛惱所纏。（『根本有部毘奈耶』[23]9）

不犯者。不故。不知。不欲殺。狂。先作（『優波離問佛經』[24]）

不犯者狂癡心亂無罪（『摩訶僧祇律』[25]4）

『摩訶僧祇律』は，癡狂心亂のみを無罪とし，病壞心を含めない。『五分律』の殺戒の項に他律のような記載がないのは，『五分律』[26]1において，以下に復出しないことを断わっているからである。次は，（毒）蛇を殺そうとした例であるが，善意による過失致死は無罪としているのである。

時有比丘以石擲蛇。誤着人死。生疑問佛。汝以何心。答言。欲擲殺蛇。佛言。人死無犯。（『五分律』[27]28）

しかし，狂になって殺意をもって人を打ち，その結果として人を殺すことになれば波羅夷罪となることは，以下の引用の通りである。この『十誦律』58は，狂者不犯の例外というよりは，「狂いて」「狂して」，すなわち殺そう思って狂の状態に陥って人を打つのであるから，元からの狂者ではないと解される。それゆえに，有責性が問われているのである。

比丘狂以殺心打他。若是人死得波羅夷。若不死得偸蘭遮。（『十誦律』[28]58）

ajānanta（知らない者）について以下に述べる。ある比丘が食堂で臼に座って食べよといわれ，臼を動かそうとすると臼が転がって幼児を圧死させてしまった。比丘が懺悔したところ，（幼児の存在を）知っていたのかとブッダに問われ，知りませんでしたと答えた。知らなければ不犯であるとされた（Vin.ほか[29]）。このような考えは，現代からみれば奇異に思われるかもしれない。殺意がなければ罪に問わないという思想が，律には貫かれているからである。

3　狂者不犯

はじめに，狂者とは何を指していうのかについて述べ，次いで狂者不犯を論じる。

①*ummattaka*

ummattaka は，*ummāda*を持つ人[30]のことであり，顚狂者，癡狂者，狂者，狂人等と漢訳された。

『十誦律』57では，狂人不犯というが，狂とは何かという問いに，「親里死盡故狂，財物失盡故狂，田業人民失盡故狂，四大錯亂故狂，或先世業報故狂」としている[31]。これは狂の原因（病因）として，家族の死別すなわち心理的原因（誘因），財物が失われる経済的原因，農民の不在つまり社会的原因，四大種の不調和すなわち病気一般の身体的原因及び業因という五原因を述べている。同様に『發智論』『婆沙論』『倶舎論』等の狂人五相に関する記述は，大筋においては同趣旨である。この病因論についてはIV章で論じる。

②*khittacitta*

心亂者（*khittacitta*）とは，“one whose mind is thrown over, upset, unhinged, usually combined with *ummattaka*, out of one's mind[32]” という説明がある。しかし漢訳律では，狂と心亂を区別した記載である。心亂は散亂心とも漢訳された。他方，VA.[33]によれば，*khittacitto* とは *ummattako* であり，これは *yakkhaummattako*（夜叉顚狂，VA.（『善見律』）の漢訳語）であるとする[34]。この記載は，心亂と狂を区別していない考えによるのであろう。

『十誦律』57[35]によれば，散亂心とは何かという問いに対して，五種の因縁があるという。それらは，非人（*amanussa*）に打たれる，非人が心を散乱させる，非人が心精気を食う，四大錯亂による，先世業報によるとしている。前三者は非人，後二者は前掲の狂の原因と同じである。したがって，散乱心が狂と違う点は，非人または夜叉（*yakkha*，鬼神）の仕業によるとする点にある。狂には環境因が，散亂心には非人の仕業が強調されていると考えられる。

以上の狂者と心散亂者は，現代の精神障害の範疇にほぼ該当すると言うことは可能であろう。しかし，これら両者による律違反がすべて不犯とされるのではない。狂者と心散亂者に有責性が問えない場合に限り，不犯となるのである。

③*vedanaṭṭa*

痛惱所纏，痛惱者（*vedanaṭṭa*）は，“afflicted by pain”[36] つまり著しい疼痛による苦悶状態であろう。病壞心（者）という漢訳もある（『五分律』，『十誦律』）。『十誦律』57[37]は，病壞心を風病，熱病，冷病，それらが併発する病状，気候の影響による病気という五種類に分類している。病壞心又は痛惱所纏とは，身体疾患に伴う疼痛であるから，現代では，狂とは考えられない。不犯の範囲に痛惱所纏を掲げない律は，『僧祇律』である。『僧祇律』以外の諸律が，痛惱時を本人が自覚していない場合は無罪とするのは，責任無能力者とみなす精神状態の範囲を，現代よりも広く考えていたということになる。疼痛緩和の医療が現代とは異なる古代では，疼痛が狂や心亂に等しいほどの精神状態を示すことが社会的に承認されていたのであろう。しかし，病壞心であっても，自ら自覚して行為すれば波羅夷である。

> 比丘有是五種病壞心。若自覺是比丘。得波羅夷。若不自知不犯。（『十誦律』57[38]）

④狂者不犯

狂者がつねに不犯であるわけではなく，犯罪を意図して行えば有罪である。このような律の刑法的思想は，現代の刑法思想と共通性があるということができる。現代日本国刑法も，精神障害者の犯罪をすべて無罪としているのではなく，精神障害者の中の心神喪失者の犯罪行為のみを無罪とする。

律はまた，違反があって初めてブッダによる制戒がなされる随犯随制であるから，最初の犯行は無犯である。時代は異なるが，これは西欧近代以降とされる刑罰不遡及の原則，罪刑法定主義と同様の思想といえる。

III　狂比丘の権利剝奪とその復権

1 *ummattakasammuti*（狂羯磨）

比丘がサンガの義務を果たさず，言動が逸脱して律の学処に違反すれば，他の比丘から非難が発せられるだろう。言動逸脱の原因が狂（精神障害）によるものとみなされれば，ブッダの教示のもとに，*ummattakasammuti*（狂羯磨）を与えて狂者であると裁定し，違反行為は不犯とする。代わりに，比丘としての権利を剝奪する。この裁定の手続きは，現代のように専門的な精神鑑定を考慮した裁判によるのではない。サンガの全体会議による裁定であるから，衆議による判決といえる。狂自体を病気として認定するというよりは，律違反を狂に基づくものと裁定する手続きである。

1-1 *Gagga*

atthi bhante Gaggo nāma bhikkhu ummattako, so anāgato 'ti.……
tatra bhikkhave yv āyaṃ ummattako sarati pi uposathaṃ na pi sarati, sarati pi saṅghakammaṃ na pi sarati, āgacchati pi uposathaṃ na pi āgacchati, āgacchati pi saṅghakammaṃ na pi āgacchati, anujānāmi bhikkhave evarūpassa ummattakassa ummattakasammutiṃ dātuṃ.
(Vin.I,123)

(Gagga（伽伽）という名の比丘が狂者となって出て来ない。……
比丘たちよ，この狂者は布薩を覚えている（時と），また，覚えていな

い（時がある），サンガ羯磨を覚えている（時と），また，覚えていない（時がある）。布薩に来る（時と），また，布薩に来ない（時がある）。サンガ羯磨に来る（時と），また，サンガ羯磨に来ない（時がある）。このような狂者には狂羯磨を与えることを許可する。）

1-2 伽伽

有一比丘従坐起白佛言。伽伽比丘近得狂病。有時來有時不來。亦復不憶來與不來。以是廢行僧事。今復不來。佛言。遣一比丘呼來。受教往呼。遍求不得還。以是白佛。佛言。今聽諸比丘遙與作狂白二羯磨。一比丘白言。大徳僧聽。（『五分律』[39] 18）

1-3 那那由

時有一比丘。名那那由。心亂狂癡。或時憶説戒。或時不憶説戒。或時來。或時不來。時諸比丘。以此事往白佛。佛言。自今已去。與那那由比丘。作心亂狂癡白二羯磨。作是與。衆中應差堪能羯磨者。如上當作如是白。（『四分律』[40] 36）

1-4 施越

爾時長老施越。狂心顚倒。是長老。有時來布薩。有時不來。有時來僧羯磨。有時不來。諸比丘有疑心悔。諸比丘以是事具白佛。佛以是因縁集僧。集僧已。佛知故問施越。汝實爾不。答言。實爾世尊。佛語諸比丘。汝等集與施越作狂羯磨。若更有如是狂比丘。僧亦應與羯磨。如是應作。一心集僧（中）。一比丘（應）唱。大徳僧聽。（『十誦律』[41] 22）

1-5 西羯多

如西羯多苾芻患癲狂病發動無恒。於褒麗*陀時及餘羯磨。乃至隨意。或來不來。時諸苾芻將為別住秉法不成。以縁白佛。佛言。汝諸苾芻與西羯多苾芻作癲狂法。（中略）今與西羯多苾芻作癲狂法。去住不遮不妨法事。白如是。（『根本説一切有部百一羯磨』[42] 9）（*麗にサンズイ）

1-6 難提及び鉢遮難提

一名難提。二名鉢遮難提。癡病。有時來有時不來破僧羯磨。諸比丘以是

因縁往白世尊。（中略）僧與作癡羯磨。羯磨人應作是説。（『摩訶僧祇律』[43] 31）

狂羯磨により狂者と裁定された人は，比丘の資格を失う。ではどのような生活を送るのであろうか。狂者には，捨戒は認められず[44]，不犯ゆえ罰則は成立しないから，別住（*parivāsa*）も成立しない[45]。去住不遮不妨法事（1-5西羯多）ということになるであろう。狂者の状態によっては，癲狂別住が科せられる[46]。また，狂者という規定ではないが，愚痴（*bāla*）であって，素行不良，逸脱行為が目立つ場合は，依止（*nissaya*）が与えられる[47]。

狂羯磨により比丘としての資格を失っても，復帰の可能性は保証されている。復権（復帰*abbhāna*）を前提と考えれば，謹慎中の期間であるとみなし得る。他方，狂の病状という観点から見れば，回復を待つ期間でもある。

2 amūḷhavinaya（不癡毘尼）

不癡毘尼については，次の説明がある。「発狂していたときに戒律を破ったことについて，その責任を免除してもらうために受けるのが不癡毘尼である。狂人になった比丘の願い出によりサンガが与える。（中略）不癡毘尼を与えられたビクは，発狂時の破戒について責任を追及されないのである。」（平川[48]）

不癡毘尼は，滅諍法 *adhikaraṇa-samatha* の一つに位置付けられている。狂比丘と裁定された比丘が，その後サンガに復帰するために不癡毘尼を願い出ても，復帰は簡単には認められない。過去の律違反について，諸比丘から非難（難詰）されるからである。以下に引用するように，『パーリ律』（2-1 *Gagga*）では，諸比丘の非難に対して少欲知足の比丘が諸比丘の非難を咎め憤る。この少欲比丘の発言を支持するブッダの指導によって，不癡毘尼を与えることになる。懺悔申請する元狂比丘伽伽は，非法を行ったが癡狂のゆえであって，当時の非法は覚えていないことを繰り返し弁明する。そこでブッダの指示を受けたサンガは不癡毘尼を与えて，元狂比丘の復帰を決めるので

ある。

また，『四分律』47（2-4難提）では，諸比丘が元狂比丘難提に対して，波羅夷などの重罪を犯したことを覚えているのかと問う。難提は，癲狂心亂時に衆罪を度々犯し羯磨に出席しなかったのは，故意ではなく癲狂のゆえであった，今は不癡であるからどうか難詰しないでほしいと懇願する。しかし，諸比丘の難詰は止まないので，どうしたらよいのかと諸比丘にたずねると，諸比丘はこのことをブッダに報告した。ブッダは，難提比丘に不癡毘尼白四羯磨を与えてよいと教示された。『摩訶僧祇律』13（2-7難提，鉢遮難提）では，諸比丘は二狂比丘の前癡時所行（癡狂の間の違反行為）を難詰する。二比丘は，自分のしたことは知らないし覚えていないと弁明する。

不癡毘尼を与えるのに配慮すべき非法な三事すなわち不癡毘尼を与える要件に反する事項として，律は三項目を挙げる。他比丘の難詰に対して，元狂比丘が覚えているにも関わらず，覚えていないという。覚えているが夢の中でしたようだという。狂ではないのに偽って狂を演じ，汝等もそうしたらどうかという場合である。これらは，詐病を目的とした虚言，半ば覚えている場合，かなり意図的な詐病及び他者への詐病の勧誘である[49]。あるいは癡狂でない場合，癡狂と詐る場合，夢の中でしたと覚えている場合である[50]。

2-1 *Gagga*

（*Gagga*（伽伽）は，比丘にあるまじき言動（*assamaṇakaṃ*）があって，狂羯磨により狂者と裁定されていた。諸比丘は，*Gagga*比丘に対して「発狂時に罪を犯したことを覚えているか」と非難（*codenti*）した。彼は，「狂者であった時に比丘にあるまじき事をしたが，それを覚えていません。私は愚昧の故にそうしたのです（*mūḷhena me etaṃkataṃ*）」と答えた。しかし諸比丘は，「違反を憶えているのか」と非難した。これ（非難）を少欲の比丘等は咎め憤り誇り（*bhikkhū appiccha te ujjhayanti khīyanti vipacenti*），「*Gagga*比丘が非を認めて覚えていないというのに，何故非難するのか」と諸比丘に問うた。そこで諸比丘がこれ

をブッダに申し上げると，ブッダは諸比丘を呵責し，「サンガは*Gagga*比丘に不癡毘尼を与えなさい」と教示された。）(Vin. II. 80-82)

2-2 伽伽

彼後得差求解羯磨。以是白佛。佛言。聽白二羯磨爲解。病差比丘應到僧中偏袒右肩脱革屣胡跪合掌白言。大徳僧聽。我某甲比丘先得狂病。或來或不來。亦復不憶來與不來。僧已與我作狂羯磨。我今已差從僧乞解狂羯磨。如是三乞。應一比丘白。大徳僧聽。(中略) 乃至僧今解狂羯磨。誰諸長老忍黙然若不忍者説。僧已與某甲比丘解狂羯磨竟。僧忍黙然故是事如是持。(『五分律』18)[51]

2-3 那那由

與那那由比丘解狂癡病羯磨竟。僧忍黙念故。是事如是持。時諸比丘各心念言。與狂癡病者作羯磨已。後還得止得解狂癡羯磨。若復更狂癡。後得與作羯磨不。佛言。自今已去。隨狂癡病時。與作羯磨。狂止還解。(『四分律』36)[52]

2-4 難提

時有比丘名難提。癲狂心亂。多犯衆罪非沙門法。言無齊限。行來出入不順威儀。後還得心時諸比丘言。彼犯重罪波羅夷僧伽婆尸沙偸蘭遮。諸比丘問言。難提汝憶犯重罪波羅夷僧伽婆尸沙偸蘭遮不。彼即答言。我先癲狂心亂時多犯衆罪。行來出入不順威儀。非我故作是癲狂故耳。諸長老。不須數見難詰。諸比丘故難詰不止。彼比丘作如是念。我當云何。白諸比丘。諸比丘白佛。佛言。聽僧與難提比丘不癡毘尼白四羯磨。應如是與難提比丘。應到僧中偏露右肩脱革屣右膝着地合掌作如是白言。大徳僧聽。我難提比丘。癲狂心亂時。多犯衆罪。(中略) 我今不癡。從僧乞不癡毘尼。願僧與我不癡毘尼。慈愍故。(中略) 僧今與難提比丘不癡毘尼。誰諸長老忍。(中略) 如是第二第三説。僧已忍。與難提比丘不癡毘尼竟僧忍黙然故是事如是持。自今已去。與諸比丘結不癡毘尼滅諍。應如是説不癡毘尼。(『四分律』47)[53]

2-5 施越

爾時有比丘。名施越。心顚倒故。多作不清淨非法不隨順道非沙門法。是人還得本心。先所作罪。若僧三人二人一人常説是（罪）事。施越語諸比丘。我本狂癡心顚倒故。多作不清淨非法不隨順道非沙門法。我今還得本心。若僧三人二人一人常説我本所作罪。我今當云何。諸比丘以是事向佛廣説。佛知而故問施越。汝實狂癡心顚倒故。（中略）汝實爾不。答言。實爾世尊。佛言。從今聽不癡比尼。（『十誦律』[54] 20）

2-6 西羯多

又西羯多苾芻癲狂亂意痛惱所纏言行多違失沙門法。作不淨事。口流涎唾睛轉瞼翻。狀同眠睡。他不見欺妄言欺我。彼於異時便得本心。諸苾芻衆以前悪事。而詰責之。諸苾芻衆即以此緣。乃至世尊告白。汝諸苾芻衆應與西羯多苾芻作不癡毘尼耶。若更有餘。如前應作。（『根本説一切有部百一羯磨』[55] 9）

2-7 難提，鉢遮難提

一名難提。二名鉢遮難提。是二比丘本狂癡病。病時作種種非法。今已差諸梵行人。猶故説其癡狂時所作。是二比丘聞是語時。用爲羞愧。以是因緣。語諸比丘。諸比丘。以是事具白世尊。佛言。是難提鉢遮難提本癡狂病。時作種種非法。今癡已差諸梵行人。猶故説其本癡狂時所作。佛告諸比丘。汝等應於屛處三問。多人中三問。僧中三問。屛處問者。應作是言。長老諸梵行人作是語。汝知不。答言。不知作不憶作。（中略）佛告諸比丘。是二比丘本癡今不癡。諸梵行人説。前癡時所行。自言不知作不憶作。僧應與作不癡。毘尼滅。（中略）佛言。五法成就非法與不癡毘尼。何等五。不癡癡想與。不請求擧事。人使心柔軟。不從僧乞不癡毘尼。非法不和合。是名成就五非法。（中略）以不癡毘尼滅誹謗諍事已。若客比丘乃至愚癡無智。猶如牛羊更發起者。得波夜提罪。是名不癡毘尼滅。（『摩訶僧祇律』[56] 13）

サンガで起こったこの種の非難難詰は，実は現代の精神障害者の逸脱行為や犯罪に対する世人の反応に通じるものがある。このような非難の生起を自

制させるためであろうが，他人を難詰（*codeti*）しようとする者は，五法を内に作意（*pañca dhamme ajjhattaṃ manasikaritvā*）してからせよ，と『パーリ律』は説く。すなわち，悲心があり，人の利益を求め（*hitesitā*），慈愍心があり（*anukampatā*），罪を超え出て（*āpattivuṭṭhānatā*），律を尊敬（*vinayapurekkhāratā*）することである[57]。不癡毘尼を与えた後もなお不平をいう場合がある。そのような不平をいう者には，波逸提が科せられるのである（2-7 難提，鉢遮難提[58]）。

狂の認定（裁定）及び元狂比丘の復帰に伴う非難難詰の滅諍などは，司法的裁定であるが，全体の集会で決めている。そこでは個人の発言が保証され，サンガの中での公開性が維持され，現代でいう民主的な手続きを踏んでいることが理解される。

次に，律における狂比丘の処遇を，現代の精神障害者の処遇と関連づけて考えてみたい。不癡毘尼による比丘としての権利の復権は，現代の医療におけるrehabilitation[59]と類似の手続きである。精神障害者が過去に犯罪的行為を行い，責任能力が問われることがなくて，医療を受けるような場合，病状が回復すれば社会に復帰できる。しかし，職業，職場，住居，近隣等において，様々な制約を受けるのが実情である。不癡毘尼でいう狂者の復権は，修道を目指すサンガの成員についてであって，学処違反の罪を免責する手続きである。司法的及び贖罪的意味があるから，現代の精神障害者の復帰問題と同列には論じられないのである。

IV 狂者観

阿含・ニカーヤには，精神障害や知的障害（精神遅滞 mental retardation)を推定させる，あるいはてんかん（癲癇 epilepsy）と診断可能な記述がある。しかし本論では，仏典が狂として記述している代表的と思われる二類型に限定して述べる。その第一は，死別（bereavement）を誘因とする精神病（psychosis）や悲嘆反応（grief reaction）と考えられる優婆夷（*upāsi-*

kā）や資産家（*gahapati*）の例である。第二は，III章で詳述したが，比丘にあるまじき多くの非法をなし，布薩や羯磨を理由なく欠席する比丘の例である。律が狂比丘と裁定している後者の例では，様々な精神障害が該当する可能性がある。

1　死別による狂，念子発狂

Therīgāthā（『長老尼偈』133-138）は，六人の子を亡くして精神病を発病し，三年の間放浪した婆羅門の妻の告白詩である。死別を契機に発症した重い慢性の精神病状態が描写されている。しかし，ブッダに見えて本心に還り，仏法を聞いて悲嘆の苦しみが癒え，出家して比丘尼になったという。仏典の意図は，死別に悲しんで重い精神病になった者でも，仏法を縁としてその病が回復し，出家するに至った事情を説いて，仏法を教化することにある。精神病の事例は，説法の方便としての記述である。ほぼ同趣旨が『雑阿含』44及び『別訳雑阿含』5[60]にある。

『中部』（M.）*Piyajātika-sutta*[61]，『中阿含』60[62]，『増壱阿含』6[63]も，愛児との死別による悲嘆の例であり，愛別離苦の原因が愛（*piya*）にあることを説く経典である[64]。主人公は仏教の信者ではない長者であり，出家したのではない。これらの経典から，世人の苦の代表である愛別離苦に対する仏教のかかわりを読み取ることができる。周知の通り，世人の死別に対する仏教のかかわりは，今日に及んでいる[65]。

2　律違反，多犯衆罪非沙門法

III章で既述したように，律には次のような病状記載がある。たとえば，「伽伽比丘近得狂病。有時來有時不來。亦復不憶來與不來。以是廃行僧事。今復不來。」（III, 1-2），「時有比丘名難提。癲狂心亂。多犯衆罪非沙門法。言無齊限。行來出入不順威儀。」（III, 2-4）などである。これは，律の規則を守らない言動の異常を狂の根拠としていることを示している。

3　狂者観について

狂とはどういうものかという理解は，現代とそれほど隔たってはいないと考えられる。狂者の症状について，どのように表現したのであろうか。たとえば，発作を起こすてんかん（*apamāra*）は，五種の難病[66]の一つとしてよく知られていた（III, 2-6西羯多）。経や論には，精神病を表現する定型句があり，重い状態であることが示されている。「爲喪子故。心意錯亂。裸形狂走。」（『別訳雑阿含』5），「喪失六子心遂狂亂。追念子故露形馳走。」（『婆沙論』83）[67]などである。また，前述のように律では日常の規則が守れず，通常の行動ができないことに注目している。

以上は症状論（symtomatology）であるが，次に病因論（pathogenesis）について述べる。狂を全体として捉えており，さらにはその成因，すなわち病因にまで遡って論じていること，そして環境因，身体因，業因などのように多面的に捉えていたことが，律や論に示されている。

II, 3, ②で触れたように，『十誦律』57では，散亂心の原因の三種別は非人であり，他の二種別は狂の原因と同じである。現代の精神医学用語で言えば，非人が「憑依」する，非人を「幻視」する，非人に「操られること（作為体験）」などが推察できよう。これらは精神病の症状とみなされているものである。失親，失財など環境因によるものからは，「ストレス障害」あるいは「神経症」，さらには「うつ病」などが推定される。念子発狂例のように，死別を原因とする狂という理解の仕方は，広義の心因論（psychogenesis）であろうが，西欧社会では近代以降に現れた概念であるとされている。

しかしながら，上述の狂に関する記載が，近代人と同じような病状の体験であるかどうかはもちろん不明である。したがって，現代用語をそのまま当てはめて「狂」を説明することには慎重でなければならない。

狂比丘に対する司法的処遇も，前述のように近代法と共通点がある。では世人一般における狂者の処遇についてはどうであったか。これは，筆者の現在の研究範囲を超えた課題である。マヌ法典では，狂者は狂比丘とは異なり，本論で紹介した無責任能力者ではなく，限定責任能力者と見做されているよ

うである。「女，子供，狂人，老人，貧乏人，病人に対しては，王は，鞭，裂き竹，ロープ等で処罰すべし。」[71]とあり，狂者を無罪としていない。ヤージユニヤヴァルキヤ法典では，証人不適格者として，「女性，子供，老人，博打打，酔っ払い，狂人，犯罪者，感覚器官に異常がある者（後略）」[72]などを挙げる。それゆえ一般社会の狂者は，法的能力が不十分とみなされた人たちと同列に措置されていたと思われる。古代ヒンドゥー文化の刑法思想については，宗教倫理的な悪業が罪であり，犯罪は同時に罪とされ，罪は犯罪成立の必要条件であるが，すべてが刑罰の対象とはならない。贖罪の実践（苦行）が刑罰に優先する思想であり，贖罪を前提とした寛刑思想があるという指摘がなされている（白井）[73]。

V　結語に変えて

本論では，律における狂者不犯について考察し，また，阿含・ニカーヤ及び律，それらに関連する論が，狂（精神障害）を如何に理解していたかについて論じた。狂に関する医学的問題と狂者の犯罪に関する司法的問題を解明するための考察である。狂に関する理解は，現代のそれと大きくは隔たっていない。律に違反した狂比丘の処遇には，権利を剝奪してもその後復権させるという思想が貫かれている。

本論の研究方法や考察内容とは若干飛躍することであるが，あえてこれらを支える思想的基盤を問うとすれば，苦を超克しようとする仏教思想，仏教の無神論，縁起説，慈悲思想が，狂者の理解や狂比丘の処遇に大きく影響しているといえるだろう。

文献及び註

(1) *sammuti*, "common consent, convention". *Rhys Davids, T. W. and William Stede: The Pali Text Society's Pali-English Dictionary*, p. 696, The Pali Text Society, Oxford, 1921（PEDと略す）

(2) 狂者は，現代語では精神障害者（the mentally disordered）である。古代仏

典では，大多数の人が「狂っている」と理解できるような状態を指していたと思われる。言動が異常で，所属する共同体で当然とされるような振る舞い，意思の疎通や言語的交流などができない状態である。現代の国際分類よりは狭く，また，専門的な診断等は必要とするまでもない状態であろう。漢訳大蔵経では，狂，癲狂，癡狂など訳された。

(3) *amūḷhavinaya*, "acquittal on the ground of restored sanity". *Childers, R. C.: A Dictionary of The Pali Language*. p. 575, Trubner, London, 1875

(4) 「法律に遡及力のないこと……痴呆者精神錯亂者の行為に對して責任を問はないのも今日の法律に於けると同様である。」長井眞琴・上田天瑞・小野清一郎『佛教思想大系第十貳巻 佛教の法律思想』p. 63, 大東出版社, 1932

(5) 「仏教は，発狂，心顚倒中の行為に責任を追及せざるを原則とするのであって，……」佐藤密雄『原始佛教教團の研究』pp. 385-386, 山喜房佛書林, 1963

(6) "Descriptive psychopathology is the objective description of abnormal states of mind avoiding, as far as possible, preconceived ideas or theories, and limited to the description of conscious experiences and observable behaviour." *Gelder, M. et al. Shorter Oxford Textbook of Psychiatry*, p. 2, Oxford Univ. Press, 2006,

(7) 「個別的症例の記述（Beschreibung）と病歴（Krankengeschichten）を症例報告（Kasuistik, case-study）という。」Jaspers, K., *Allgemeine Psychopathologie*. p. 20, Springer-Verlag, 1959,

(8) Koike, K., "Mental Disorders from a Buddhist View, especially those within the Nikāya, Vinaya Piṭaka and the corresponding Chinese Translations."「インド学チベット学研究」7/8：163-185, 2003/2004

(9) 本論の一部要旨は右に発表した。Koike, K., "The Aquittal (anāpatti) of the Mentally Dissordered Monks." 日本印度学仏教学会第60回学術大会，2009

(10) 龍口明生「持戒と意業」『山崎慶輝教授定年記念論文集：唯識思想の研究』pp. 393-414, 百華苑, 1987

(11) 『十誦律』56, 大正23, 412b

(12) Vin. IV. 85-86

(13) 『十誦律』20, 大正23, 141a

(14) Vin. I, 149

(15) 時有浄信婆羅門居士等。來詣寺中問苾芻曰。我有如是病當服何藥并噉何食。時諸苾芻不解醫者一無言答。其善醫者亦復生疑不爲陳説時諸俗旅不樂而去。苾芻白佛。佛言。若有苾芻善解醫方。應爲陳説此成無犯。(『根本有部毘奈耶雜事』25, 大正24, 327c)

(16) 重病人扶起若扶臥浴時服藥時。……入房出房向厠往返一切無害心而死不犯。

(『四分律』2, 四波羅夷法乃二, 大正22, 677b)

(17) 南伝, I, 52

(18) 『四分律』1, 大正22, 572c

(19) 『五分律』1, 大正22, 5a

(20) Vin. III. 27

(21) 『四分律』2, 大正22, 577b

(22) 『四分律』56, 大正22, 983a

(23) 『根本有部毘奈耶』9, 大正23, 668c

(24) 『優波離問佛經』大正24, 903c

(25) 『摩訶僧祇律』4, 大正22, 257c

(26) 『五分律』1, 大正22, 5a

(27) 『五分律』28, 大正22, 184a

(28) 『十誦律』58, 大正23, 436c

(29) Vin. III. 79-80

(30) "*ummatta* (*ud* + *matta*, of mad, out of one' s mind)", PED

(31) 問佛説狂人不犯。齊何名狂。佛言。有五相名狂人。親里死盡故狂。財物失盡故狂田業人民失盡故狂。或四大錯亂故狂。或先世業報故狂。比丘雖有是五狂相。若自知我是比丘作婬欲。得波羅夷。若不自知不犯。問比尼中説散亂心不犯。云何名散亂心。佛言。有五種因緣。令心散亂。爲非人所打故心散亂。或非人令心散亂。或非人食心精気故心散亂。或四大錯故心散亂。或先世業報故心散亂。比丘有是五種散亂心。自覺是比丘。犯波羅夷。若不自覺知不犯。……云何名病壞心。有五種病壞心。或風發故病壞心。或熱發故病壞心。或冷發故病壞心。或三種倶發故病壞心。或時節氣發故病壞心。比丘有是五種病壞心。若自覺是比丘。得波羅夷。若不自知不犯。(『十誦律』57比尼誦, 大正23, 424b-c)

(32) PED, p. 236

(33) *Samantapāsādikā*, p. 255, p. 269

(34) *khittacitta ti yakkhummattako vuccati; purimapade pana ummattakasāmañ-ñena vuttaṃ yakkhummattako vā puttummattako vā*. VA. 255

(35) 『十誦律』57, 大正23, 424b-c

(36) PED, p. 648

(37) 『十誦律』57, 大正23, 424c

(38) 『十誦律』57, 大正23, 424c

(39) 『五分律』18, 大正22, 125c

(40) 『四分律』36, 大正22, 823b

(41) 『十誦律』22, 大正23, 161a-b

(42) 『根本説一切有部百一羯磨』9, 大正24, 493b

(43) 『摩訶僧祇律』31大正22, 480a

(44) Vin. III. 27

(45) Vin. II. 60

(46) 「別住（*parivāsa*）中に狂人となれば，別住は成立しない。」(Vin. II. 60)：「別住有十七種。一長圓別住……十七癲狂別住」(『律二十二明了論』大正24, 669c)「結界せる時制止難き癲狂比丘ある場合の処置なり。(後略)」(西山龍山, 境野黄洋譯『國譯一切經』律部11, p. 237)

(47) Vin. I. 330 : Vin. II. 7-8：施越比丘。數數犯罪數數愧過。無有齊限。諸比丘以是白佛。汝等與施越比丘依止羯磨。」(『十誦律』31, 大正23, 222b)

(48) 平川彰『平川彰著作集第15巻二百五十戒の研究II』p, 33, 春秋社1993

(49) Vin. II. 82

(50) 『四分律』58, 大正22, 994c-995a

(51) 『五分律』18, 大正22, 125c

(52) 『四分律』36, 大正22, 824a

(53) 『四分律』47, 大正22, 914b-c

(54) 『十誦律』20, 大正23, 143a-b

(55) 『根本説一切有部百一羯磨』9, 大正24, 493c

(56) 『摩訶僧祇律』13, 大正22, 332a

(57) Vin. II. 250

(58) Vin. II. 101：『十誦律』20，大正23, 143c

(59) "In psychiatry, the term rehabilitation denotes procedures for helping patients to reach and maintain their best level of functioning. ...The procedures used in rehabilitation are medical, psychological, occupational, social, and residential." *Gelder, M. et al., Shorter Oxford Textbook of Psychiatry*, p. 637, Oxford Univ. Press, 2006

(60) 『雑阿含』44, 大正2, 317b-c：『別訳雑阿含』5, 大正2, 405b

(61) 「ある資産家の可愛い，愛しい，一人息子が死んだ。その死によって，かれは仕事も食事も手がつかなかった。かれは墓地に行っては，〈一人子よ，どこにいるのか。一人子よ，どこにいるのかと泣いた〉(中略) 世尊はこう言われた。(中略) 資産家よ，それはそのとおりです。なぜなら，資産家よ，愁い・悲しみ・苦しみ・憂い・悩みは，愛情から生じ，愛情から起こるからです（*sokaparidevadukkh-domanassaupāyāsā piyappabhavikā*)」(M. 106) 片山一良訳 {パーリ仏典} 中部（マッジマニカーヤ）中分五十経篇II, pp. 294-295, 大蔵出版, 2000

(62) 爾時有一梵志。唯有一兒心極愛念。忽意温潤視之無厭。忽便命終。命終之後梵志愁憂不能飲食。不著衣裝。亦不塗香。但至塚哭。憶兒臥處。世尊告白。如

是梵志。如是梵志。若愛生時便生愁慼啼哭憂苦惋懊惱。(『中阿含』60 愛生經, 大正1, 800c-801b

(63) 『増壱阿含』6, 大正2, 571a-b

(64) *piyato jāyatī soko, piyato jāyatī bhayaṃ. piyato vippamuttassa n'atthi soko kuto bhayaṃ.* (Dhp. 212) (愛より憂愁が生じ, 愛より怖畏が生じる。愛より離脱した人には憂愁はない。何処に怖畏があろうか) (雲井昭善訳)

(65) Koike, K., "Buddhism's Stance Towards Bereaved People Especially The Mentally Disordered—Modern Japanese Buddhist Culture Coping with Death and Bereavement—", *Journal of Pali and Buddhist Studies*, 23 (in printing)

(66) Vin. I. 71-72

(67) 『婆沙論』83, 大正27, 429b

(68) 渡瀬信之訳『マヌ法典』 323, 中公文庫, 中央公論社, 1991

(69) 井狩弥介, 渡瀬信之訳注『ヤージュニャヴァルキヤ法典』東洋文庫, 平凡社, 2002

(70) 白井駿『古代インドの刑法思想』白順社, 1985

キーワード 狂者不犯, 狂羯磨, 不癡毘尼, 狂者観, 狂比丘の復権